

地震・非常災害(原子力災害を含む)時 緊急対応マニュアル

むつ市立関根小学校

1 【登校前】の対応

警 報 発 令・解 除 の 状 況		対 応
地 震	○震度5強以上で、朝7時の段階で停電の場合 ・通学路に危険が予想され、さらに停電によって連絡が取れないことが予想されるため休校	休 校
	○震度5弱以下の場合 ・原則登校とするが、停電などで、登校の際、保護者が危険と判断したときは、安全確保ができるまで自宅待機	原則登校
災 害 時	○警報が出ている場合	自宅待機
	○7時までに警報が解除になった場合	登 校
・判断しかねる場合は学校（25-2120）へ連絡 ・警報が出て、保護者の判断で登校を見合わせた場合は出校停止扱い		

※テレビ報道等で、震度4以上の場合は、教育委員会総務課へ状況確認後一報を入れる。

◇登校前、下校後、休業日、深夜における教職員の対応について

ア. 地震：震度4～5弱

教頭（校長、教務主任、生徒指導主任）は出勤し施設の点検等を行い、異状の有無を教育委員会総務課へ報告する。※深夜の場合は、教頭（校長）の連絡による。

イ. 地震：震度5強以上

全職員（出勤が可能な範囲で）が出勤し、施設の点検のほか、児童及び保護者の安全確認等に当たる。 ※深夜の場合は、教頭（校長）の連絡による。

ウ. 警報（暴風雨・暴風雪警報、強風波浪警報、津波警報）

教頭（校長）の連絡による。学校から保護者へのメール配信が必要な場合、教務主任、生徒指導主任にも出勤を要請する場合もある。 ※通常勤務の場合は、原則出勤。

（避難所開設の場合）

教頭（校長）を窓口とし、市の防災担当と連絡をとりながら、避難所を開設する。
 教頭（校長）及びその他の職員も出勤できない場合、市の防災担当と連絡をとりながら、PTA役員の協力を得て学校を開放する。

2 【登校後】の対応

登校後に警報が発令された場合や災害が発生した場合の対応		対 応
地 震	○震度5強以上の場合 ※津波警報発令時は学校待機 ・授業を打ち切り、児童を下校させる ・保護者へ直接引き渡す	帰 宅
	○震度5弱以下の場合 ・授業等は、継続実施 ・帰宅方法も通常どおり	授業等継続
災 害 時	○安全が確保できないと判断された場合 ・学校に待機し、保護者へ引き渡す （保護者以外の迎えの場合は確実に事前連絡を受ける） ・帰宅児童（中学生の兄弟姉妹を含む）のチェック	学校待機 保護者引き渡し
	・上記の対応については、メール配信も行う。学級担任から電話連絡による確認もする。 （原子力災害についての詳細は4に記載）	

3 メール配信の活用について

配信の内容	具体例
①緊急を要する内容 (原子力災害発生時も含む)	・授業打ち切り ・休校のお知らせ ・給食有無の変更 ・学校待機 ・保護者の迎え 等
②学校行事に関わる内容	・各行事の中止や延期 ・修学旅行、宿泊研修のお知らせ 等

メール配信によって「確認ができています」ことを前提とするが、必要に応じては電話連絡による再確認をする場合もある

【留意点】

- ①できる限り緊急時の連絡先や避難場所について、家族内で確認するよう促す。
- ②臨時休校を知らずに登校した児童は、一旦学校待機とし、保護者の迎えを待つ。

4 原子力災害発生時対応マニュアル

発生時の情報収集と児童への情報伝達

【事前対応】

- 学校近隣における原子力関連施設の設置状況や災害発生時の措置についてあらかじめ把握しておく。
- 発生時におけるむつ市の対応内容、学校や保護者への指示や情報の伝達方法、情報の内容確認の仕方、児童のとるべき行動について把握しておく。

【発生時の対応】

- むつ市災害対策本部と綿密に連絡をとる。
- テレビ、ラジオ、広報車、インターネット等様々な媒体から情報を入手する。その際、情報の正確性に留意する。
- むつ市災害対策本部の情報から状況を把握し、屋内退避や避難等、対応について指示を受ける。

情報 の 提 供	正 確 な	【原子力緊急事態発生】 ★学校原子力災害対策本部を設置 (本部長：校長 副本部長：教頭 担当：情報・避難・救護・給食主任) ○国・所在都道府県…テレビ・ラジオ等による緊急放送実施 ○市町村…防災行政無線、広報車等を通じて地域に向けて知らせる。
-------------------	-------------	---



屋内退避

予測被ばく線量が小さい時に有効であると考えられる。

- 屋根や壁などで放射線を遮るので、外部被ばくを低減させる効果がある。
- 屋内の機密性を高めることで放射性物質の浸入を抑え、内部被ばくを抑えられる。
- 避難に比べて日常生活に近く、報道に接することができる。

<ul style="list-style-type: none"> ◆ドアや窓を全部閉め、換気扇などを止める。 ◆外から帰ってきた人は、顔や手を洗う。 ◆防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオなどの正しい情報得る。 ◆食器にフタをしたりラップをかけたりする。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">対 応</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校待機 保護者の迎え</td> </tr> </table>	対 応	学校待機 保護者の迎え
対 応			
学校待機 保護者の迎え			

コンクリート屋内退避

線量が高い時、木造家屋よりも放射線の遮へい効果が大きいと考えられる。

- コンクリート建物は、木造家屋よりも一般的に機密性も高いので、内部・外部被ばくの防護効果が高いと考えられる。

<ul style="list-style-type: none"> ◆基本的に屋内退避と同様の対応をする。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">対 応</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校待機 保護者の迎え</td> </tr> </table>	対 応	学校待機 保護者の迎え
対 応			
学校待機 保護者の迎え			



退 避

環境へ放出された放射性物質から遠く離れ、放射線による外部・内部 被ばくを防ぐための手段

○避難に当たっては、青森県やむつ市の指示に従う。

- ◆隣近所にも知らせ、集合場所へは徒歩で行く。
- ◆持ち物は最小限にするが、持病のある人は常備薬を忘れずに持つ。
- ◆ガス・電気の消火消灯をし、戸締まりをしっかりとる。
- ◆病人等避難が困難な児童がいる場合はむつ市災害対策本部に連絡する。

市町村災害対策本部指示で
別な場所への避難

5 武力攻撃・弾道ミサイル等への対応マニュアル

国からの「Jアラート（全国瞬時警報システム）」による、むつ市防災行政用無線からの国民保護サイレンやエリアメールが発せられた場合

【基本行動】

- (ア) 屋内にいる場合は、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。
- (イ) 屋外にいる場合は、建物の中に避難する。万が一、近くに建物がない場合、または、建物への避難が間に合わない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- (ウ) テレビ等で最新の情報を得る。

(1) 【登校前】の対応

状 況	対 応
Jアラートが発せられている場合	自宅待機
Jアラートが解除になった場合	学校から指示に従う

・判断しかねる場合は学校へ連絡

(2) 【登校後】の対応

【発生時の対応】

- 児童は、教員の指示により、迅速に体育館ステージに避難し、ステージ幕を閉める。
(点呼、健康状態の確認)
- テレビ、ラジオ、広報車、インターネット等様々な媒体から情報を入手し、対応策を協議する。その際、情報の正確性に留意する。
- むつ市等からの指示に従い、メール配信等で各家庭へ連絡する。

【事後の対応】

- 報道等で安全を確認した後
 - ・通常の教育活動、通常通り下校
 - ・必要に応じて、保護者への引き渡し

6 不審者情報の対応について

不審者情報の状況		対 応
不 審 者 情 報	○登校前、学校周辺で不審者の目撃（校舎侵入）情報があった場合 ・通学途中に危険が予想される場合、自宅待機	警察署へ通報 自宅待機 保護者同伴の登校
	○登校後、学校周辺で不審者の目撃（校舎侵入）情報があった場合 ・屋外活動は中止し、校舎は施錠。 ・一時避難の後、状況に応じて、保護者引き渡し	警察署へ通報 一時避難 授業等継続 保護者引き渡し
	○下校前、学校周辺で不審者の目撃（校舎侵入）情報があった場合 ・安全が確認されるまで、下校させない ・校舎侵入時は一時避難後、保護者引き渡し	警察署へ通報 学校待機 保護者引き渡し
・警察（または市教委）からの情報を受け、警察（及び市教委）の指導を受けながら状況に応じて対応		

7 クマの出没情報の対応について

クマの出没（目撃）情報の状況		対 応
ク マ の 出 没 情 報	○登校前、学校周辺でクマの出没（目撃）情報があった場合 ・通学途中に危険が予想される場合、自宅待機	関係機関へ通報 自宅待機 保護者同伴の登校
	○登校後、学校周辺でクマの出没（目撃）情報があった場合 ・屋外活動は中止し、校舎は施錠。 ・一時避難の後、状況に応じて、保護者引き渡し	関係機関へ通報 一時避難 授業等継続 保護者引き渡し
	○下校前、学校周辺でクマの出没（目撃）情報があった場合 ・安全が確認されるまで、下校させない ・校舎侵入時は一時避難後、保護者引き渡し	関係機関へ通報 学校待機 保護者引き渡し
・警察（または市教委）からの情報を受け、警察（及び市教委）の指導を受けながら状況に応じて対応		

8 避難所の開設について

避難所開設の流れ	留意点（職員の動き）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">●警報発令・災害発生等</div> <ul style="list-style-type: none"> ・市教委課長より校長へ避難所開設の要請（受諾） <li style="text-align: center;">↓ ・地域住民への避難指示等（テレビ、有線放送等） ・市担当者来校 <li style="text-align: center;">↓ ・地域住民の避難開始（市担当者：名簿作成等） <li style="text-align: center;">↓ <li style="text-align: center;">避難所開設〈体育館使用〉 <li style="text-align: center;">↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">○警報解除・避難指示等解除</div> ・地域住民帰宅 ・市担当者後始末 ・避難所利用人数の確認（記録） ・市教委へ報告〔校長（教頭）〕 	<ul style="list-style-type: none"> ※深夜、登校前（早朝）、登校後、下校前、下校後（放課後）等で対応が異なる。 ・スリッパ、暖房、敷物等準備 ・停電の場合は発電機や照明準備 ・〈状況に応じて〉学校メール配信 ※市担当者の来校は地域住民の来校より遅れる場合がある。 ※津波警報の場合、海の子保育園の園児が避難してくる場合がある。 ・本校児童の状況確認 ※長期化する場合は、市担当者と避難所の運営について再度確認 ・〈状況に応じて〉学校メール配信